

令和2年度

第7回豊後高田市農業委員会総会議事録

日時 令和2年10月7日(水)午前10時00分

場所 豊後高田市役所高田庁舎

本館2階コスモスホール

出席委員

出席委員 13名 欠席委員 0名

議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
1	佐々木弘幸	○	6	神田三重子	○	11	河野三男	○
2	友延都茂子	○	7	河野孝也	○	12	市成信正	○
3	河野利治	○	8	野間保廣	○	13	和泉陣	○
4	川野元憲司	○	9	宗一則	○			
5	中野正年	○	10	内田勝夫	○			

事務局職員

4名 事務局長 佐々木 真治 事務局次長 應利 晋矢
総括主幹 伊藤 康輔
農業ブランド推進課 寺谷 健司

会議に付した事件

- 議案第43号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について(農委処分)
- 議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第45号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- 議案第46号 農用地利用集積計画の決定について(貸借権設定)
- 議案第47号 農用地利用配分計画に係る農用地貸付(案)について
- 議案第48号 非農地証明願について
- 議案第49号 農業振興地域整備計画の一部変更について

報告事項

- (1) 農地所有適格法人定期報告について

開会 午前10時00分

局長	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>第7回の総会に入ります前に、資格確認についてご報告いたします。</p> <p>農業委員総数 13 名中、本日の出席委員 13 名で、委員全員の出席をいただいております。</p> <p>従いまして農業委員会会議規則第 6 条の定めにより、本総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、会議の議長は、会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、ご了承願います。それでは、会長よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>ただいまから、令和 2 年度第 7 回豊後高田市農業委員会総会を開会します。</p> <p>開会にあたりまして、会議規則第 13 条第 2 項の規定に基づき、議事録署名委員を選任したいと思います。</p> <p>慣例により議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしであります。</p> <p>よって議事録署名委員に、3 番：河野利治委員及び 4 番：川野元憲司委員にお願いします。</p> <p>なお、議事整理のため、意見のある方は挙手をし、議長が指名した人のみ、発言を行ってください。皆さんのご協力をお願いします。</p>
議長	<p>それでは議事に入ります。</p> <p>次に、議案第 43 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第 43 号、農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり許可申請がありましたので意見を求めます。議案書 1 ページからになります。</p> <p>この農地法第 3 条ですが、農地を農地として使用するために所有権を移転する場合などに農業委員会の許可が必要になります。そのため、皆さま方にお諮りして議決を求めるものです。それでは個別の案件をご説明申し上げます。</p> <p>申請番号 40 番、所在が■■■字■■■番■■■外■■■筆で、地目は田、合計面積が 1,497 m²、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。</p> <p>申請番号 41 番、所在が■■■字■■■番■■■で、地目は畑、面積が 4,959 m²、渡人が■■■の■■■さん、受人が■■■の■■■さんです。申請事由</p>

は、渡人が経営移譲、受人が経営継承で贈与するものであります。

なお、渡人と受人は、親子関係にあります。

申請番号 42 番、所在が ■ 字 ■ 番で、地目は田、面積が 1,790 m²、渡人が ■ の ■ さん、受人が ■ の ■ さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

申請番号 43 番、所在が ■ 字 ■ 番で、地目は畑、面積が 738 m²、渡人が ■ の ■ さん、受人が ■ の ■ さんです。申請事由は、渡人が経営廃止、受人が経営規模の拡大で売買するものであります。

以上、申請事案は農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。以上、ご審議の程よろしく願います。

議 長

事務局の調査によれば、取得要件に問題はないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 44 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

農地法第 4 条の規定による農地転用について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 3 ページをご覧ください。

農地法第 4 条に関する議案につきましては、自分の農地を農地以外の目的で使用する場合などに農業委員会の許可が必要になります。そのため、議決を求めるものです。また、自分の田を畑に造成したり、仮設の資材置き場を設置するなど一時的に農地として使用できなくなる場合にも、審議対象となります。またこのような農地転用の案件は、国が示している転用許可基準に該当しなければ転用を許可することができないことになっています。なお、転用許可を受けずに無断で農地である土地を農地以外のものに転用した場合には、原則として元の農地に復元していただくこととなります。それでは個別の案件についてご説明申し上げます。

申請番号 5 番、申請地は ■ 字 ■ 番、地目が田、面積が 422 m²で、昭和 61 年に土地改良事業を実施した農業振興地域内の農地です。

農地区分としては、農用地区域内農地に該当します。

転用目的は、道路と同じ高さまで田を埋土し、畑にするとのことで農地造成のための一時転用です。

からとを進み、に入り約m進んだ場所に位置し、北に、東と南に、西をに接しています。

利用計画についてですが、申請地は深田であり、耕作が困難であるため市道と同じレベルまで盛土し、畑に造成し麦を作付けする計画です。

造成については、境界から十分距離をとり埋土するため、土砂が流出する恐れはないものと考えられます。

転用に要する費用としては、造成費円を見込んでおり、それに見合う金融機関の通帳の写しが添付されています。

工事期間は、許可日から令和2年12月31日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の許可基準第2の1の(1)のイの(イ)のb「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの。」に該当します。

地元の最適化推進委員の近藤勝司委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。

また、川野元委員にも現地確認を行っていただきました。

以上です。

議長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことであり、また、現地を確認していただきました地元の農地利用最適化推進委員の意見も、先ほど事務局から報告のありましたとおり、問題ないとの事でありました。

同じく現地確認をしていただきました4番：川野元委員から補足意見があればいただきたいと思います。

4番：
川野元委員

はい。9月24日、先程事務局から説明のあったとおり現地確認をいたしました。問題はございません。

議長

地元委員の意見では問題ないとのことですが、これにご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議長

無いようですので、これを許可することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 45 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 45 号、農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について次のとおり、許可申請があったので意見を求めます。議案書の 4 ページからです。

農地法第 5 条に関する議案についてでございますが、本件も農地転用の案件です。例えば、自分の家を建てるために他人の田を購入する場合など、農地を農地以外の目的で使用し、同時に所有権移転や貸借権等の権利設定を行いたい場合、農業委員会の許可が必要になりますので、議決を求めるものです。それでは個別の案件についてご説明を申し上げます。

申請番号 13 番、申請地は■■■字■■■番■■■、地目は田で、面積が 48 m²の概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、農地区分は第 1 種農地です。

転用目的は、農業用道路用地です。

■■■から■■■に入る手前約■■■mの場所に位置し、南を■■■、東と北及び西側を■■■と接しています。

利用計画についてですが、譲受人は申請地を農業用道路として整備を予定しています。

転圧等を行い整地するため、土砂の流出や崩壊の恐れはないものと考えられます。

農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費及び工事費として■■■円を見込んでおり、それを満たす残高が確認できる通帳の写しが添付されています。

工事期間は、許可後から令和 2 年 10 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

申請地を管理する■■■から転用について問題ない旨の意見書が添付されています。

許可基準は、運用通知の許可基準第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (a) の 1 (1) で、「農業用道路、農業用排水路、防風林等農地等の保全又は利用の増進上必要な施設」に該当します。

地元の最適化推進委員の田中健市委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。

説明の途中ですが、お手元に議案の他に現場の図面を書いた資料もお付けしておりますので、こちらもあわせてご覧いただければと思います。

続きまして申請番号 14 番です。申請地は■■■字■■■番■■■外■■■筆で、地目は田及び畑、合計面積が 445 m²の農業公共投資の対象となっていない農地で、農地区分は第 3 種農地です。

都市計画の用途区分は、準工業地域の特別用途地区に該当します。
転用目的は駐車場用地です。

から に入る場所に位置し、東を、南を田及び、北と西をに接しています。

利用計画についてですが、譲受人は で、申請地に用の駐車場整備を予定しています。

道路と同じレベルまで約 1.3m盛り土を行いますが、境界は緩やかな土羽にし、転圧等を行い整地するため、土砂の流出や崩壊の恐れはないものと考えられます。また、南の田は耕作されておらず、隣接農地への影響はないものと考えられます。雨水は、自然浸透とする計画です。

申請者は現在、農地法違反により、文書指導等を受けている事例はなく、その他、転用行為の妨げとなる権利を有する者はいません。

また、農地法以外に、その他行政庁の免許、許可、認可等の処分は要せず、法令により義務づけられている行政庁との協議もありません。

転用に要する費用は、土地取得費、建築及び工事費で 円を見込んでおり、それを満たす金融機関の残高証明書が添付されています。

工事期間は、許可後から令和 2 年 12 月 31 日までを予定しており、転用行為は確実に行われると判断されます。

許可基準は、運用通知の許可基準第 2 の 1 の (1) のエの (イ) 「第 3 種農地の転用は許可をすることができる。」に該当します。

地元の最適化推進委員の近藤正敏委員が事務局と現地確認を行い、転用について問題はないとの意見をいただいています。

以上です。

議 長

事務局による現地調査及び転用基準との比較検討の結果、申請内容に問題はないとのことであり、また、現地を確認していただきました地元の農地利用最適化推進委員の意見も、先ほど事務局から報告のありましたとおり、問題ないとの事でありました。

これにご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長

無いようですので、これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

次に、議案第 46 号、農用地利用集積計画による貸借権設定についての審議を行います。事務局から提案します。議案書の 40 ページです。

事務局	<p>はい。農用地利用集積計画を決定する議案です。農業経営基盤強化促進法に基づいて、市が農地の貸し手、これは所有者です。受け手は認定農業者や農地中間管理機構である大分県農業農村振興公社などが該当しまして、この間の調整をした農用地利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て公告することによって、農地法第3条の手続きを経ないで農地に関する権利の取得や設定を受けることができるようになります。その関係の計画の決定についての議案でございます。</p> <p>議案第46号です。権利種別が貸借権設定の案件で、農地中間管理機構を介した農地中間管理事業も含まれています。</p> <p>それでは、集積表が40ページにありますのでご覧ください。表の下から2行目の小計で、利用権設定等の田の面積が92,819㎡、畑の面積が178,048㎡の合計面積が270,867㎡で利用権を設定する農家数87戸、利用権の設定等を受ける農家数15戸で利用権等の種類別面積のうち賃貸借に係る面積125,469㎡、使用貸借に係る面積145,398㎡です。</p> <p>詳細につきましては 議案書6ページから記載していますのでご覧ください。</p> <p>以上、審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>はい。3番：河野委員。</p>
3番： 河野利治委員	<p>はい。お聞きしたいんですけども、数名の方が大麦若葉ということで一気に多大な面積を設定している内容になっています。しかも新規設定ということで、少し考えると違和感があるんですけども、現に作っていたものを今回利用権設定したということであればそれだけなんですけれども、今回そのように利用権の設定をしなければならなかった原因があるのかなというようなことが頭をよぎったので、もし、分かる範囲であれば教えていただきたいと思います。</p>
議 長	<p>はい。事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>はい。今回、大麦若葉などの多くの新規設定がある理由ということですが、以前から引き続きの委員さんについては、最近、利用権設定の件数が多いなというイメージがあるかと思うのですが、これは皆さまご存知の通り、新型コロナウイルス対策で国が打ち出しております高収益作物次期作支援交付金の関係でございます。</p> <p>新型コロナウイルスの影響で収入が減少した農家が、今、経営している農業の取り組みをより強化していくというようなものに関して、国が交付金を出すというような制度がございます。この制度にあたっては、その経営している農地については正式に貸し借りをしているものでないと認められないということになります。従って、いわゆるヤミ小作、口頭での契約でずっと自</p>

分が作り続けていると主張しても、それは経営面積に入りません。これは、農業委員会を通して利用権設定等があったものがはじめて自分たちの経営面積に入るということで、皆様すでにご承知のところだと思うのですが、この交付金の申請にあたって、正式な貸し借りをされていない方が随分おられたということでございます。特に、大麦若葉の関係で利用権設定をされていない方がおられたので、この交付金の申請にあたり正式に貸し借りの契約をして、国に申請をしたいという事で、今回あがってきたという事でございます。

この大麦若葉の件に関しては、これから新規で作るというものではなく、今まで実際には作ってきたのですが、交付金申請のことがあり、今回正式な手続きを踏んで貸し借りをするというような段取りになったということでもあります。 以上でございます。

議 長

はい。皆さんご理解いただけましたでしょうか。この件については、先月もたくさん案件がありましたし、ヤミ小作を解消するという国の政策でこのような状態になったのではなかろうかと思えます。

他にございませんか。なければこれを認めることに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長

異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。

次に、議案第 47 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についての審議を行います。事務局から提案します。

事務局

議案第 47 号、農用地利用配分計画に係る農用地貸付（案）についてであります。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、農地中間管理事業における農用地貸付に係る利用配分計画を定めたいので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づいて、ご意見を求めるものでございます。

お手元に配布してあります別紙 A 3 用紙の貸付調書についてです。議案書の 14 ページからの権利設定を受けての配分計画の内訳を記載しているものであります。

最初に、別紙の農用地貸付調書の 1 ページで、借受者 [] さんに 1 件の面積が 607 m²、2 ページで [] さんに 5 件の合計面積 11,038 m²の貸付がしめされております。

以上であります。

議 長

ただ今の提案につきまして、ご意見、ご質問のある方はございませんか。

(ありませんの声)

議 長	<p>無いようですので、これを認めることに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 48 号、非農地証明願についての審議を行います。 事務局から提案します。</p>
事務局	<p>議案第 48 号、非農地証明願が次のとおりありましたので、意見を求めます。議案書の 42 ページからをご覧ください。</p> <p>非農地証明についてですが、非農地とは土地の登記簿上の地目が田、畑の農地で、その現状が農地以外の土地になっているもので、一定の条件を満たしている場合、非農地として証明を受けることができる土地ということになります。一定の条件の例としては、農地法が施行された日、昭和 27 年 10 月 21 日より前前から非農地であった土地や、自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地、または昭和 27 年 10 月 21 日以降農地であった土地で、耕作不適、耕作不便などやむを得ない事情によって放棄され山林化してしまった土地などで、農地への復旧ができないと認められる土地などが挙げられるものです。それでは個別の提案をいたします。</p> <p>申請番号 13 番、所在が■■■字■■■■番■、地目は畑で、面積 950 m²、申請人は、■■■の■■■さんです。</p> <p>申請の内容は、昭和 60 年頃から先代が高齢のため耕作できなくなり、山林化してしまったというものです。</p> <p>今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。</p> <p>現在、申請のとおり山林化しており、非農地として認められると考えます。地元の最適化推進委員の近藤勝司委員が事務局と現地確認を行い、非農地として判断することについて問題はないとの意見をいただいています。</p> <p>また、川野元委員にも現地確認をおこなっていただきました。</p> <p>申請番号 14 番、所在が■■■字■■■■番外■■■筆、地目は畑で、合計面積 2,649 m²、申請人は、■■■の■■■さんです。</p> <p>申請の内容は、みかんを作っていたが平成元年頃から高齢のため耕作できなくなってしまい山林化してしまったというものです。</p> <p>今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいということです。</p> <p>現在、申請のとおり山林化しており、非農地として認められると考えます。地元の最適化推進委員の近藤正敏委員が事務局と現地確認を行い、非農地として判断することについて問題はないとの意見をいただいています。</p> <p>申請番号 15 番、所在が■■■字■■■■番■、地目は田で面積 229 m²、申請人は■■■の■■■さんです。</p>

<p>議 長</p> <p>4 番： 川野元委員</p>	<p>申請の内容は、平成元年頃から農業用倉庫兼駐車場として使用しているというものです。</p> <p>今回、非農地証明願を申請し、現況のとおり地目変更を行いたいとのことです。</p> <p>現在、申請のとおり宅地として使用しており、非農地として認められると考えます。</p> <p>地元の最適化推進委員の岩坂信也委員が現地確認を行い、非農地として判断することについて問題はないとの意見をいただいています。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の調査によれば、申請内容に問題はないとのことであり、また、現地を確認していただきました地元の農地利用最適化推進委員の意見も、先ほど事務局から報告のありましたとおり、問題ないとの事でありました。</p> <p>申請番号 13 番につきましては、同じく現地確認をしていただきました 4 番：川野元委員から補足意見があればいただきたいと思えます。</p> <p>はい。事務局の説明のとおりで、何も問題ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。地元委員の意見では問題ないとのことですが、ご意見、ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、これを認めることに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしであります。よって、本案は原案のとおり認めることに決しました。</p> <p>次に、議案第 49 号、豊後高田市農業振興地域整備計画の一部変更についての審議を行います。担当課であります農業ブランド推進課から提案いたします。</p>
<p>農業ブランド 推進課 寺谷</p>	<p>農業ブランド推進課の寺谷といたします。よろしく申し上げます。</p> <p>はじめに、農業振興地域とはということで、農業の振興を図ることが必要な地域について、その地域の農業政策を計画的に推進するためにも本市が農業振興地域整備計画を作成しています。</p> <p>農業振興地域の中には、大きく分けて「農用地区域」と「農用地区域外」となります。「農用地区域」とは、ほ場整備実施済や中山間直接支払交付金などの補助金を貰っている農地の地域となります。「農用地区域外」とは、</p>

ほ場整備未実施や中山間直接支払交付金などの補助金を貰っていない農地の地域となります。農業振興地域の変更手続きは、主に建物、建築などの地目変更に係る「農用地区域」からの除外手続きと、補助事業やほ場整備実施の対象農用地に係る「農用地区域以外」からの編入手続きを行うことになっています。

今回、農業委員会に意見を求めるのは、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、豊後高田市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の一部を変更したいので、同法施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、農業委員会に意見を求めるものでございます。本日お聞きした意見を元に、後日、豊後高田市農業振興地域整備促進協議会を開催し、届け出の可否を決定いたします。

お手元の資料の「農地利用計画変更理由書」によりご説明いたします。今回の変更は、除外の申出が7件9筆、編入が2件158筆であります。1ページ目をめくっていただきまして、一覧表をもとに説明いたします。14ページ以降に、それぞれの番号で地図を見開きでつけていますので、ご参照ください。それでは、資料に基づいて説明を申し上げます。

左上にあります箇所番号で進めさせていただきます。

箇所番号1番、■■■字■■■■■、地目は田、面積は306㎡、申請者は■■■■■、理由が除外で、農機具置き場にしたいということになります。

箇所番号2番、■■■字■■■■■、地目は畑、面積は483㎡、申請者は■■■■■さん、除外で、作業所・展示場兼駐車場にしたいということです。

箇所番号3番、■■■字■■■■■、地目は畑、面積は503㎡、申請者は■■■■■さん、除外で、太陽光施設への進入路にしたいということです。

箇所番号4番、■■■字■■■■■、地目は畑、面積は925㎡、申請者は■■■■■さん、除外で、太陽光施設の設置及び進入路になります。もう一筆、■■■■■、地目は畑、面積は1,564㎡で、申請者は■■■■■さん、こちらも太陽光の関係になります。

箇所番号5番、■■■字■■■■■、地目は畑、面積は1,425㎡内730㎡、申請者は■■■■■さんで、除外で、後継者住宅建設のためになります。

箇所番号6番、■■■字■■■■■、地目は田、面積は443㎡、申請者は■■■■■さん、除外で、■■■■■の駐車場にしたいということがあります。もう一筆、■■■字■■■■■、地目は田、面積は889㎡で、こちらも申請者は■■■■■さんで、■■■■■の駐車場にしたいということでもあります。

箇所番号7番、■■■字■■■■■、地目は田、面積は538㎡、申請者は■■■■■さんになります。こちらは■■■■■にしたいと伺っております。

8番と9番は編入になります。

箇所番号8番、■■■字■■■■■、地目は田、面積は966㎡、申請者は■■■■■さん、他■■■筆で合計2,712㎡になります。こちらが中山間地域等直接支

<p>議 長</p>	<p>払交付金の協定農地にしたいといった内容の申請になります。</p> <p>箇所番号9番、■■■字■■■、地目は田、面積は1,107㎡、申請者は■■■さん、こちらがほ場整備を実施するために、ほ場整備予定地域内の農用地に入っていないところを全筆編入するもので、9番が合計で153筆、面積が102,635㎡になります。</p> <p>以上9件の申出になります。ご審議よろしくお願いたします。</p> <p>ただ今の提案につきまして、ご意見・ご質問のある方はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>無ければ、これを適当であると認めることに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしであります。よって、本案は適当であると認めることに決しました。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項(1)農地所有適格法人定期報告について、事務局から報告します。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告事項(1)、農地法第6条第1項の規定により農地所有適格法人から次のとおり報告書の提出がありましたので報告します。44ページになります。</p> <p>報告のありました農地所有適格法人は、農事組合法人■■■と有限会社■■■であります。</p> <p>内容につきましては、議案書と一緒に配布してあります別紙のとおりであり、農地所有適格法人の要件を全て満たしております。</p> <p>以上であります。</p>
<p>議 長</p>	<p>この件について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>(ありませんの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>無いようですので、以上で本総会の議事がすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、令和2年度豊後高田市農業委員会第7回総会を閉会します。お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午後10時41分 令和2年10月7日</p>